

【電子入札用】

工事費内訳書提出についての注意事項

1 提出方法

工事費内訳書は、入札書に併せて送信してください。なお、送信された工事費内訳書の訂正は、原則認めません。

また、工事費内訳書のファイル名は、『(会社名) 工事費内訳書』とする。

2 記入事項

工事費内訳書（指定用紙）に、商号又は名称・工事名・路線等の名称・工事場所・工事費の内訳を記入（入力）すること。

3 工事費の内訳

直接工事費に係る内訳明細まで記入（入力）のこと。ただし、入札担当者が内訳明細以下の詳細まで提出を求めた場合は、指示に従い提出すること。

4 工事費内訳書の記入（入力）方法

- (1) 工事費の内訳は、消費税及び地方消費税を含まない金額で表示のこと。
- (2) 工事費内訳書の本工事費の合計金額は、入札書記載金額（入札価格）と同額とすること。
- (3) 値引き価格又はマイナス金額の記入（入力）は認めない。ただし、諸経費及び工事価格の千円未満端数処理のためのマイナス金額は除く。

5 入札の無効等

工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する入札については、弥富市公共工事等入札者心得書第14条の規定により無効とします。また、送信した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合があります。

- (1) 工事費内訳書を送信しない場合
- (2) 工事費内訳書の本工事費の合計金額と入札書記載金額が一致していない場合
- (3) 千円以下の端数処理を行う場合を除き、一括値引き又は減額の項目が計上されている場合

6 その他

- (1) 談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、工事費内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。
- (2) 送信された工事費内訳書は、返却しません。

弥富市公共工事等入札者心得書（抜粋）

（入札の無効）

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) から (10) 省略

(11) 入札書と併せて提出することが求められる工事費内訳書を提出しない者又は不備のある工事費内訳書を提出した者のした入札

(12) 省略